

# 平成 1 8 年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

## 【審査の対象】

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 1 8 年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・湖陵病院)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

## 【審査の結果】

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は、地方公営企業法等関係法令に基づいて作成されその計数は正確であり、経営に係る事業の管理は、地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

## 【審査意見】

### 病院事業会計

#### 《中央病院》

##### 1 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、県内最高水準の医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能や高度・特殊医療機能、へき地医療への支援など、県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

また、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より柔軟で迅速な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者が置かれた。

##### 2 決算の状況

当年度の総収益は161億4,460万円余、総費用は166億4,963万円余で、純損失は5億503万円余となり、当年度末の未処理欠損金は124億683万円余となった。

なお、償却前利益は15億7,865万円余であった。

医業収益については143億6,421万円余で、前年度に比べ3億2,164万円余(2.3%)の増収となった。医業費用は154億6,645万円余で、前年度に比べ3,205万円余(0.2%)の減となった。

##### 3 審査意見

病院を取り巻く経営環境は、国の総医療費抑制策による診療報酬の改定、県の厳しい財政状況による一般会計繰入金の基準の見直し、さらには医療従事者の不足など一層厳しくなっている。

こうした状況の中で、平成19年4月から公営企業法の全部適用が導入され、現場の判断で、より迅速かつ柔軟な病院運営が可能な体制となった。このメリットを最大限活かして自立的経営を推進し、安定的な経営基盤を確保するとともに、恒常的に良質な医療を県民に提供していくことが求められている。

については、次の点に留意して事業を行う必要がある。

##### 1) 「島根県立中央病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画などが盛り込まれた「島根県病院事業中期計画(平成19年度～平成22年度)」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県立中央病院中期計画アクションプラン(平成

19年度～平成22年度)では、良質な医療の安定供給、患者サービスの向上、良質な医療の確立のための経営基盤の確立など54項目にわたって目標が掲げられている。病院事業管理者を中心として職員は、この目標の達成に向けて努力をされたい。

## 2)「7対1」看護配置の導入について

看護配置については、急性期病院において入院患者7人に対して1人の看護師を配置するいわゆる「7対1」を、平成21年4月を目途に導入するとの方針が出された。

この「7対1」の導入は、より手厚い看護の提供により患者の早期回復に役立つとともに、診療報酬の看護基準の引き上げによる医業収入の増加につながる等経営基盤の強化にも結びつくものである。

この看護配置の導入に向け、医療の質や安全性の向上を基本において病棟や病床の見直し、必要とする看護師の確保等について検討が行われている。

については、これらが他の病院や診療所へ及ぼす影響、今後における診療報酬改定の動向、看護師の増員による経費の増嵩が経営に与える影響等を勘案しながら、「7対1」看護配置の導入について十分な検討を行われたい。

## 《湖陵病院》

### 1 病院の概要

湖陵病院は、県の精神医療の基幹的病院として、救急医療システムのセンター的機能を有し、児童及び急性期患者の専門病棟を設けている県内唯一の公立の精神神経科単科病院である。

また、現病院の老朽化のために新病院(「島根県立こころの医療センター」)について、平成20年2月の開院に向けPFI方式により整備が進められている。

### 2 決算の状況

当年度の総収益は22億3,248万円余、総費用は22億5,469万円余で、純損失は2,221万円余となり、当年度末の未処理欠損金は16億5,723万円余となった。

なお、償却前利益については3,463万円余であった。

医業収益は14億2,144万円余で、前年度に比べ533万円余(0.4%)の減収となった。医業費用については21億8,455万円余で、前年度に比べ8,231万円余(3.9%)の増となった。

### 3 審査意見

#### 1)「島根県立湖陵病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画

などが盛り込まれた「島根県病院事業中期計画（平成19年度～平成22年度）」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県湖陵病院中期計画アクションプラン（平成19年度～平成22年度）」が平成19年6月に策定され、医療の質の向上、収益の確保についての目標が掲げられている。

院長をはじめ職員は、目標の達成に向け努力されたい。

## 2)「島根県立こころの医療センター」への円滑な移行について

病院では県内で初めてPFI事業で整備する「島根県立こころの医療センター」については、平成20年2月1日に開院する予定である。

平成19年11月から計画されている移行準備トレーニングにおいては、移行後の様々な問題点に対処するためのトレーニングを十分行うことにより、新病院における業務が円滑に機能するよう万全を期されたい。

また、新病院への移転にあたっては、特に入院患者の搬送における安全確保と人権やプライバシーの保護を最優先にして、関係事業者と十分検討・協議を行い実施されたい。

## 《病院全事業》

### 1 審査意見

#### 1) 病院事業中期計画の推進について

県においては、医療制度改革の急速な進展や県財政の厳しい状況を踏まえるとともに、平成19年4月からの公営企業法の全部適用による自立した運営体制の確立を目指して、平成19年3月に「島根県病院事業中期計画」（平成19年度～22年度）が策定された。

「中期計画」は、「医療機能の充実」、「自立的経営の推進」及び「職員の育成・確保」の3点を重点項目として取り組むことにより、「実質的な損益の黒字化」及び「内部留保資金の確保」の2点の経営目標を期間中に達成することが掲げられている。

これを受けて両病院では、この計画を具体的に推進していくためにそれぞれ「中期計画アクションプラン」を策定し、当面する諸課題に目標水準を設定して取り組みを始めたところである。

病院運営を取り巻く環境が厳しい中、病院事業管理者を中心に全職員が経営に参画するという意識を共有し、計画の着実な推進に取り組むことにより目標を達成されたい。

## 2) 医療従事者の確保について

県立病院は三次医療を担う基幹的病院等として重要な責務を負っているが、全国的に医師をはじめとする医療従事者の不足が大きな問題となっている中で、県立病院においてもその確保が危ぶまれる状況となっている。

平成19年7月1日現在で、中央病院では正規職員の医師が10名、嘱託職員の医師が20名不足しており、湖陵病院では正規職員の医師が1名不足しているため、医師の勤務が過重なものとなっている。このため特に、中央病院においては特定の診療科のみではなく診療科全般での診療に影響が懸念される状況にあり、さらに代診医制度などに支障が生ずるおそれもある。

平成19年5月、国も「緊急医師確保対策」を打ち出したところであり、こうした動向も注視しながら幅広く方策を検討して、医師の確保に努められたい。

また、病院の看護師や薬剤師等が全国的に不足する状況にあっては、必要な人数の確保に困難が予想される。

働きやすい環境を確保するためハード・ソフト両面にわたり幅広く検討して魅力ある職場づくりに取り組むとともに、関係機関等と協議を行い募集方法や採用方法の改善を図られたい。

## 3) 未収金対策について

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが前年度末に比較し2千4百万円余増加して、両病院で1億2千2百万円余となっている。両病院ともに未収金対応要綱を作成し、家庭訪問を実施するなどして鋭意取り組んでいるところであるが、今後も増加が懸念される状況にある。

医療機関の抱える未収金は、全国的にも深刻な問題となっており、厚生労働省においても平成19年6月に新たに検討会を設置して、未収金の解決方策について検討が開始されたところである。

こうした検討の推移を見守るとともに、未収金の発生防止、発生後の督促、長期化した債権の回収という各段階において適切に対応することによって、未収金の発生の抑制及び回収の促進に努められたい。

また、長期化している債権についてはその管理を厳格に行い、悪質な滞納者については支払督促等の法的手段に訴えるなど強い姿勢で臨むとともに、明らかに回収が不可能な債権の処理については、特別損失として計上するなどの方策を検討されたい。

## 電気事業会計

### 1 事業の実績

電気事業は、水力発電事業と風力発電事業を行っている。

水力発電事業は、12 発電所（13 発電機）を運営し、認可最大出力 27,250kW、風力発電事業は、隠岐大峯山において風力発電所を運営し、認可最大出力 1,800kW で、いずれも中国電力（株）に対し電力を供給している。

### 2 決算の状況

当年度の総収益は 13 億 1,803 万円余、総費用は 12 億 584 万円余で、純利益は 1 億 1,218 万円余となった。

### 3 審査意見

電力の自由化が進むなかで公営電気事業者に対する電力会社側の売電単価引き下げ要求が強まるなど、電気事業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増すものと考えられるので、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

#### 1) 隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

平成 16 年 2 月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の 33 % に対し 22.4 % にとどまっている。営業収支も 2,922 万円余の損失となっており、前年度に比べ 272 万円余改善したものの営業開始以来依然として営業損失を出している。この要因は、落雷等による度重なる故障によって運転を相当の期間停止したことにある。落雷防止については平成 18 年 12 月に避雷塔が設置されたが、その後も落雷による被害が発生しており、その設置効果に疑問が残る。

落雷などによる故障の防止には学術的・技術的知見を得て有効な対策をとるとともに、風況の急激な変化等による故障についてもメンテナンスや修理体制の見直し等を行うことにより、運転稼働時間を確保し経営の健全化に努められたい。

#### 2) 江津高野山風力発電所建設事業の監理について

江津高野山風力発電所については、発電設備 9 基、認可最大出力 2 万 700kW で平成 20 年 11 月の運転開始を目指し、平成 19 年 3 月建設工事に着手した。全体の事業費は発注時点で 63 億 5 千万円余となり、地質調査の結果に伴う基礎工事費の増やユーロ高、鋼材の高騰などにより計画発表時より 9 億 2 千万円余の増となった。

収支計画においては、営業期間 17 年間で 7 億円余の累積利益が見込まれているが、事業費のさらなる増加は事業の経営に大きな負担となるので、事業費がこれ以上増大しないよう適切な事業監理を行われたい。

## 工業用水道事業会計

### 1 事業の実績

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道事業、江の川工業用水道事業、神戸川工業用水道建設事業、八戸川工業用水道建設事業の4事業を行っている。

飯梨川工業用水道事業は日量 34,000 m<sup>3</sup>の給水能力を持ち、県東部の 31 事業所に給水を行っている。

江の川工業用水道事業は日量 15,000 m<sup>3</sup>の給水能力を持ち、江津地域拠点工業団地の 1 事業所に対し給水を行っている。

神戸川工業用水道建設事業及び八戸川工業用水道建設事業は、それぞれ志津見ダム、八戸ダムに用水取水権を確保しているが、専用施設の整備は未着手であり建設仮勘定となっている。

### 2 決算の状況

当年度の総収益は 1 億 8,184 万円余、総費用は 2 億 4,662 万円余で、純損失は 6,477 万円余となり、当年度未処理欠損金は 4 億 6,154 万円余となった。

### 3 審査意見

工業用水道事業をめぐる環境は、企業の節水意識の高揚や工業団地への企業進出の低迷など厳しい状況にあるが、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

#### 1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は平成 5 年度の 71.0 %をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策に取り組まれない。

#### 2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は 1 企業にとどまっており、売水率も平成 19 年 4 月の契約更改後で 14.4 % (日量 2,160 m<sup>3</sup>) と低迷している。

引き続き江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

#### 3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに 23 万 m<sup>3</sup>の用水取水権を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に 5 万 m<sup>3</sup>、江の川水道事業に 2 万 7 千 m<sup>3</sup>の用水を利用

しているが、残りの15万3千 $\text{m}^3$ については、昭和51年のダム完成以来利用されることがなく現在に至っている。

については、地方公営企業としての当事業のあり方について、県と一体となって検討されたい。

## 水道事業会計

### 1 事業の実績

水道事業は、飯梨川水道事業、江の川水道事業及び斐伊川水道建設事業の3事業を行っている。

飯梨川水道事業は日量52,000 $\text{m}^3$ の給水能力を持ち、県東部の市町に給水を行っているほか、慢性的に水が不足している松江市の一部（旧八雲村及び旧玉湯町地域）に対し斐伊川水道建設事業の施設を使用して特例的に給水を行っている。

江の川水道事業は日量27,000 $\text{m}^3$ の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行っている。

斐伊川水道建設事業は県東部の慢性的な水不足を解消し、良質で安定した水道用水を供給するため平成23年度の供給開始を目指し、送水管布設工事が概ね完成している状況にある。

### 2 決算の状況

当年度の総収益は13億9,567万円余、総費用は10億6,198万円余で、当年度の純利益は3億3,369万円余となった。

純利益については、建設改良に係る企業債の償還に充当している。

### 3 審査意見

水道事業は特に住民生活に直結する事業であり、県民への情報提供により水道事業への理解と関心を深めつつ、安全・安心な水の安定的な供給に向けて、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

#### 1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたところであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の上水道への切り替え等について、引き続き関係市と協議を進め需要拡大に取り組まされたい。



## 2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の供用開始に向け建設工事が順調に進められてきており、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として期待されている。

今後とも事業費の抑制に努めるとともに、料金設定のあり方や県東部地域における総合的な事業経営や運営管理の効率化について検討を進められたい。

## 3) 水供給に係る危機管理対策について

平成19年7月の中越沖地震の例に見るように、また平成16年に成立した国民保護法や島根県国民保護計画においても、水の安定的な供給は危機管理上も重要であり、水道は最も大切なライフラインの1つである。

については、地震等の自然災害や事故、人為的危害に対する施設面、管理運営面における諸対策や取水から供給までの各段階における水質管理対策について点検し、一層の危機管理の充実に努められたい。

# 宅地造成事業会計

## 1 事業の実績

宅地造成事業は、江島工業団地造成事業、江津地域拠点工業団地造成事業及び旭拠点工業団地造成事業を行っている。

当年度は、江島工業団地において2件の売却があった。また、旭拠点工業団地については、矯正施設用地として、国（法務省）へ全工区売却が行われた。

なお、国への売却に伴い、一般会計から16億円余の補助金の交付を受け借入金の精算が行われた。

## 2 決算の状況

当年度の総収益は24億3,525万円余、総費用は32億6,130万円余で、純損失は8億2,605万円余で、当年度未処理欠損金は7億3,762万円余となった。

## 3 審査意見

未分譲地の売却促進に向け、次の点に留意して事業を行う必要がある。

### 1) 各工業団地の分譲促進について

各種の優遇制度や立地条件緩和措置等を十分にPRするとともに、知事部局、地元自治体等と連携しながら、企業局独自の取り組みも進め、工業団地の分譲促進に努め

られたい。

## **企業局全事業**

### **1 審査意見**

企業局を取り巻く状況は、電力の自由化や行政改革推進法の制定に伴う公営企業金融公庫の廃止決定、地方公営企業も対象にした財政健全化法の成立、県財政の厳しい状況などがあり、こうした状況変化への的確な対応が求められている。

については、次の点に留意して事業の運営にあたる必要がある。

#### **1) 経営計画の推進について**

経営計画の推進については、外部からの評価も踏まえつつ、P D C A マネジメントサイクルを着実に実行するなど進行管理を適切に行うとともに、全職員が高い経営意識を持って計画の推進に取り組むことにより目標を達成されたい。

#### **2) 設備の計画的な改良・更新について**

水道設備や発電設備の中には、供用開始後約40年あるいは50年以上が経過し、老朽化したもの、機能が低下したもの、さらには耐震化が求められるものがあり、今後設備の改良・更新に多額の投資が必要となってくる。

これらの整備に当たっては、コストの縮減、資金確保、経営の効率化等に留意し、料金設定のあり方を含め関係先と十分調整を図りながら、中長期的な計画を策定の上、適切な改良・更新に努められたい。